

熊本市視覚障害生活訓練等指導者養成事業委託業者選定委員会設置要綱

制定 令和8年4月14日 障がい者支援部長決裁

(目的)

第1条 熊本市が発注する熊本市視覚障害生活訓練等指導者養成事業委託（以下「本業務」という。）の業務実施候補者の選定に関し、公募型プロポーザル方式を実施し、その審査を公正かつ公平に行うため、「熊本市視覚障害生活訓練等指導者養成事業委託選定委員会」（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 本業務についての業務実施候補者の審査に関する評価項目及び評価基準の決定
- (2) 本業務についての提案参加業者から提出される提案書等の審査、ヒアリング審査及び業務実施候補者の選定
- (3) 前2号に掲げるもののほか、業務実施候補者の選定に必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会の委員は次に掲げる者とする。

- (1) 会長 健康福祉局 障がい者支援部長
- (2) 委員 健康福祉局 障がい者支援部 障がい福祉課長
健康福祉局 障がい者支援部 障がいサービス課長
中央区役所 保健福祉部 福祉課長

2 委員会に会長を置き、健康福祉局 障がい者支援部長をもって充てる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、業務実施候補者を選定した時点までとする。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 前項の規定にかかわらず、業務実施候補者の選定については、別に定める実施要項の定めるところにより決する。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させ、その説明または意見を聴くことができる。

6 委員会は、非公開とする。

7 委員が委員会に出席できない場合は、予め代理人届けを提出の上、代理出席を認める。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉局 障がい者支援部 障がい福祉課において行う。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、本業務の業務実施候補者を選定した日をもって、その効力を失う。